

社団法人 日本建築学会定款

昭和 26.09.08	改正	26.11.08	認可
昭和 28.05.23	改正	28.07.11	認可
昭和 31.05.22	改正	31.09.01	認可
昭和 33.09.17	改正	33.11.24	認可
昭和 37.01.29	改正	37.03.03	認可
昭和 41.02.11	改正	41.03.08	認可
昭和 45.03.13	改正	45.04.15	認可
昭和 49.02.27	改正	49.03.25	認可
昭和 53.02.24	改正	53.03.17	認可
昭和 56.05.29	改正	56.06.18	認可
昭和 57.02.23	改正	57.03.30	認可
昭和 57.05.28	改正	57.06.18	認可
昭和 57.05.28	改正	58.02.15	認可
昭和 59.05.28	改正	59.07.10	認可
昭和 62.02.17	改正	62.04.01	認可
昭和 63.05.30	改正	63.09.28	認可
1999.10.20	改正	1999.12.27	認可

第1章 総 則

第1条(名称)この会は、社団法人日本建築学会という。

第2条(事務所)この会は、事務所を東京都港区芝5丁目26番20号に置く。

第3条(支部)この会は全国を次の9地域に分け、支部を置く。

北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州

第2章 目的および事業

第4条(目的)この会は、会員相互の協力によって、建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達をはかることを目的とする。

第5条(事業)この会は、第4条の目的を達成するために、建築に関する次の事業を行う。

- (1) 調査研究とその振興
- (2) 研究発表会の開催
- (3) 会誌・論文集および研究成果等の刊行
- (4) 文献・資料の収集および活用
- (5) 教育の振興および技術の指導
- (6) 講演会・講習会・展覧会・見学会などの開催、その他広報活動
- (7) 内外との交流
- (8) 業績の表彰
- (9) 建築会館の運営
- (10) その他、この会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第6条(会員種別と資格)会員の種別および資格は、次のとおりとする。

(1) 正会員

1) 建築に関する学術・技術・芸術を研さんしようとする個人であって、日本建築学会一般規則(以下一般規則という)で定める資格をもつ者

2) 建築士事務所・建築業・建築関連設備業・建材業・その他建築に関係する事業を行う法人

(2) 準会員

建築に関する学術・技術・芸術を研さんしようとする個人であって、前号1)以外の者

(3) 賛助会員

個人または団体であって、この会の目的・事業を賛助するもの

2. 準会員にして、正会員の資格に達したときは、正会員に編入する。

第7条(会費および入会金)会員の会費および入会金は一般規則で定めるとおりとし、個人である正会員および準会員は入会金を必要とする。

第8条(入会)会員になろうとするものは、正会員1名の紹介で所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならない。

2. 前項の承認を経た正会員および準会員の会員としての効力は、前条に定める入会金を納めたときに生ずる。

第9条(会員の権利)会員の権利は、次のとおりであってそのものに専属する。

(1) 正会員は、役員・代議員の選挙権・被選挙権をもつ

(2) 正会員は、総会に出席して意見を述べることができる

(3) すべての会員は、会誌の配布をうける

(4) すべての会員は、この会の刊行図書について特

典をうけるほか、この会が主催する事業に参加することができる

- 2.前項第1号、第2号および第3号における会員のもつ権利は、各1個とする。ただし、法人である正会員にあっては、その法人の代表者が前項第1号および第2号の権利を行使することができる。

第10条(権利の停止)会員で会費の不納が4か月に及ぶものは、前条に定めた会員の権利を停止する。

第11条(除名・復権)会員が次の各号の一に該当するとき、第1号については理事会の議決を経て、第2号については総会の議決を経て、除名することができる。

- (1) 会費の不納が1か年以上に及ぶとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行為のあるとき
2. 除名されたものが再び入会しようとするときは、第8条による手続きをとり、前項第1号によるものは理事会の承認を必要とし、また、前項第2号によるものは総会の承認を必要とする。
3. 前項により承認を経たものの会員としての効力は、前条による権利停止に至るまでの不納会費4か月分相当額を納めたときに生ずる。

第12条(退会)会員で退会しようとするものは、会費を完納したうえ、退会届を提出しなければならない。

第13条(納入金の返還)会員が除名・退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、すでに納めた入会金および会費の返還を求めることができない。

第14条(終身正会員)個人である正会員であって、50年以上会員として継続した者は、理事会の議決を経て、終身正会員として待遇する。

第15条(名誉称号)この会の目的達成に多大の貢献をした者、または建築に関する学術・技術・芸術の進歩発達に功績顕著な者は、総会の議決を経て名誉会員の称号をおくることができる。

第4章 役員・代議員および職員

第16条(役員)この会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 5名
理 事 14名以上18名以内
支部長 9名
監 事 2名

2. 必要に応じて理事の中に専務理事1名を置くことができる。
3. 第1項の会長・副会長・理事および支部長をもって民法上の理事とする。

第17条(代議員)この会には、80名以上120名以内の代議員を置く。

第18条(民法上の社員)役員および代議員をもって、民法上の社員とする。

第19条(役員・代議員の選任)会長・副会長および監事は、正会員の中から代議員の選挙によって選び、総会で選任する。

2. 副会長のうち3名は研究・教育関係機関に所属する正会員とし、うち2名は関東支部地域に在住する正会員、他の1名はその他の支部地域に在住する正会員とする。
3. 副会長のうち2名は研究・教育関係機関以外に所属する正会員とする。
4. 理事は、正会員の中から選び、総会で選任する。ただし、理事のうち2名以上は、関東支部以外の地域に在住する正会員の中から選ぶものとする。
5. 専務理事は、会長が理事の中から選び、理事会の承認を得て決める。
6. 支部長は、その地域在住の正会員の中から、その地域在住の正会員の選挙によって選び、総会で選任する。
7. 監事は、他の役員を兼ねることができない。
8. 代議員は、第3条に定めるその地域在住の正会員の中から、その地域在住の正会員の選挙によって決める。
9. 会長・副会長・支部長・監事および代議員の選挙の運営は、日本建築学会選挙規則(以下選挙規則という)によって行う。

第20条(役員・代議員の職務権限)役員は、次の各号の職務を行うほか、総会で重要会務を審議および議決する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会および理事会の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名し

た順序によって、その職務を代行する

- (3) 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づいて会務を処理する
 - (4) 専務理事は会長の命を受け会長および副会長を補佐し、会務全般の運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する
 - (5) 支部長は、支部を代表し、支部の会務を掌理する
 - (6) 監事は、民法第 59 条の職務を行うほか、理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない
2. 代議員は、会員を代表し、総会で重要会務を審議および議決する。

第21条(役員・代議員の任期)役員・代議員の任期は2か年とし、役員は6月に始まり翌々年5月に終り、代議員は4月に始まり翌々年の3月に終る。

2. 副会長・理事・監事および代議員は、毎年その約半数を交代する。
3. 専務理事以外の役員は、同一職種の役員に重任することはできない。
4. 補欠による役員・代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 役員・代議員は、その任期終了後でも後任者の就任までは、なお、その職務を行う。

第22条(役員・代議員の補充)役員・代議員が欠けたときは、次の各号によって補充することができる。

- (1) 会長・副会長または監事は、第 19 条第 1 項に準ずる
- (2) 理事は、第 19 条第 4 項に準ずる
- (3) 支部長は、第 19 条第 6 項に準ずる
- (4) 代議員は、選挙規則によって定められた代議員補欠者の中から補充する

第23条(理事の分担)理事は、次の事項を分掌する。
総務・会計・会員・学術・図書・事業・会館

第24条(事務局)この会は、会務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。そのうち1名を事務局長とする。

2. 職員の任免は、理事会の議を経て会長が行う。
3. 職員との労働協約の締結は、理事会の議決を経て会長が行う。

第25条(総会の招集)通常総会は、毎年2回、会計年度開始前1か月以内および会計年度終了後2か月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、次の場合に会長が招集する。

- (1) 理事会で必要と認めるとき
- (2) 監事が必要と認めるとき
- (3) 役員・代議員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき

第26条(総会の通知)総会の招集には、10日以前に、その会議の日時・場所および付議事項を示し、郵便・電信または会誌をもって役員・代議員ならびに正会員に通知しなければならない。

第27条(総会の議決事項)総会では、この定款で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
- (2) 重要な財産の取得・処分に関する事項
- (3) 事業計画および収支予算の承認に関する事項
- (4) 規則の設定および変更に関する事項
- (5) 支部規程の設定および支部の事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
- (6) その他理事会が必要と認められた事項
- (7) 役員・代議員の15分の1以上から総会開催日30日以前に、あらかじめ議題として提出された事項

第28条(総会の議決)総会は、役員および代議員の過半数の出席によって成立する。

2. 総会の議事は、出席役員および代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

第29条(総会の議決権)役員・代議員は、各1個の議決権を持つ。

2. 議決権の行使を、他の出席役員または代議員に委任することができる。

3. 前項による委任は出席とみなす。

第30条(理事会の組織と開催)理事会は、会長・副会長・理事および支部長で組織し、毎月1回開催するほか、会長が必要と認められた場合、または理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して要求があった場合に、随時招集する。

第31条(理事会の議決事項)理事会は、次の各号およびこの定款で別に定める事項のほか、会務運営のため、総会の権限に属さないいっさいの事項

を議決する。

- (1) 総会の議案
- (2) 支部規程の変更および支部の事業計画・収支予算の承認に関する事項

第32条(理事会の議決)理事会は、過半数が出席しなければ議決することができない。

2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

第6章 大会および委員会

第33条(大会)この会は、毎年1回以上、全国より会員の参集を求めて大会を開催し、会員の研究発表その他目的達成に必要な行事を行う。

第34条(委員会)この会は、会務運営ならびに第5条の事業遂行のために、必要な委員会を設ける。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会で決める。
3. 委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

第7章 資産および会計

第35条(資産)この会の資産を分けて、基本財産・運用財産および引当財産の3種とする。

2. 基本財産は、基本財産に指定された寄付金および総会で編入を議決したのものをもって構成する。
3. 運用財産は、基本財産および引当財産以外の資産とする。
4. 引当財産は、特定の目的をもつ積立金をもって構成する。

第36条(財産の管理)この会の財産管理ならびに会計は、日本建築学会経理規則によるほか、理事会で決めた方法によって、会長が管理する。

2. この会の収入および財産は、会員に分配することはできない。

第37条(基本財産に対する制限)基本財産は、消費し、または担保に供することはできない。ただし、事業遂行のためやむをえない理由があるときは、総会の議決を経、文部科学大臣の承認をうけて、その一部に限り消費または担保に供することができる。

第38条(経費の支弁)この会の経費は、会費・資産または事業から生ずる収入・寄付金その他の収入をもって支弁する。

第39条(収支決算)収支決算および財産目録は、毎

会計年度終了後2か月以内に、監事の意見を付け、総会の承認をうけるものとする。

第40条(予算外の事項)収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするとき、あるいは、会計年度内の収入をもって償還できない借入金総会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第41条(会計年度)この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終る。

第8章 定款の変更ならびに解散

第42条(定款の変更)この定款の変更は、理事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第43条(解散、残余財産の処分)この会の解散は、理事会および総会において、おのおの出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

2. 解散に伴う残余財産の処分は、前項による議決を経、文部科学大臣の許可をうけて、この会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第9章 補 則

第44条(規則の設定)この定款施行に必要な規則は、別に定める。

付則

この定款は、民法第38条により、文部大臣の認可のあった日から施行する。

2. 旧定款によって選ばれた在任中の役員は、この定款に規定する役員・代議員とみなす。
3. 定款第21条の改正によって生ずる役員・代議員の任期の変動は次による。
 - (1) 1998年1月に就任した役員の任期は2000年5月までとする。
 - (2) 1999年1月に就任した役員の任期は2001年5月までとする。
 - (3) 1998年11月に就任した評議員は代議員とみなし、任期は2001年3月までとする。
 - (4) 1999年11月に就任した評議員は代議員とみなし、任期は2002年3月までとする。